

Y市議会の議員であるXは、2023年7月に開催されたY市議会の委員会において発言（以下「当該発言」という。）を行った。これに対して、当該発言は議会の品位を汚すものであり、Y市議会会議規則a条に違反するとして、Y市議会の懲罰委員会は、20日間の出席停止の懲罰を科すことが相当であるとの決定を行った。Y市議会の議員に対する懲罰は、本会議で議決することによって正式に決定されるところ、本会議の議決は、9月に招集される次の会期の冒頭で行うこととし、会期は終了した。これに対し、Xは、①問題となった当該発言は市政に関係する正当なものであり、議会の品位を汚すものではなく、会議規則には違反しない、②予定されている出席停止の懲罰は20日と期間が長く、これが科されると議員としての職責を果たすことができない、と考えている。

9月招集予定の次の会期までの間において、Xは、出席停止の懲罰を回避するための手段（仮の救済手段も含め、行政事件訴訟法に定められているものに限る。）を検討している。次の会期の議会が招集されるまで1か月程度の短い期間しかないことを考慮に入れたとき、誰に対してどのような手段をとることが有効適切か、40字程度で記述しなさい。

（参考条文）

地方自治法

- 134条 ①普通地方公共団体の議会は、この法律並びに会議規則及び委員会に関する条例に違反した議員に対し、議決により懲罰を科することができます。
② 懲罰に関し必要な事項は、会議規則中にこれを定めなければならない。

135 条 ①懲罰は、左の通りとする。

- 一 公開の議場における戒告
 - 二 公開の議場における陳謝
 - 三 一定期間の出席停止
 - 四 除名
- ② 以下略

Y市議会会議規則

a 条 議員は、議会の品位を重んじなければならない。

(下書用)

10

15

解答例

Xは、Y市を被告とする出席停止の懲罰の差止めの訴えを提起し、併せて仮の差止めも申し立てる。 (45字)

※総合講義行政法・256頁

一般財団法人 行政書士試験研究センター公開の解答例

Y市に対して、出席停止の懲罰の差止訴訟を提起するとともに、仮の差止めを申し立てる。 (41字)

配点の目安

採点項目	配点	得点
① Y市（Y）を被告とすること	6	
② 出席停止処分（出席停止の懲罰）の差止訴訟（差止めの訴え）を提起すること	8	
③ 上記②の訴訟（訴え）と併せて、仮の差止めも申し立てること	6	
合計点	20	

類型

①定義型 ②手段提示型 ③要件型

STEP 1 問題文の検討

Y市議会の議員であるXは、当該発言が議会の品位を汚すもので、Y市議会会議規則a条に違反するとして、20日間の出席停止の懲罰を科すことが相当であるとY市議会の懲罰委員会は決定している。なお、この懲罰は、本会議で議決することによって正式に決定されるが、本会議の議決は、9月に招集される次の会期の冒頭で行うこととされている。

本問の事案において挙げられている①②の考えのもと、Xは、9月招集予定の次の会期までの間において、懲罰を回避するための手段を検討している。

以上のような事情のもと、本問の解答では、①出席停止の懲罰を回避するための手段（仮の救済手段も含め、行政事件訴訟法に定められているものに限られる）として、誰に対してどのような手段をとることが有効適切か（ただし、「次の会期の議会が招集されるまで1か月程度の短い期間しかないことを考慮に入れ」ことが求められている）を書けばよい。

STEP 2 知識の抽出

1 「出席停止の懲罰を回避するための手段」について

(1) 差止めの訴え（差止訴訟）

行政事件訴訟法に定められているもののうち、本問の「出席停止の懲罰を回避するための手段」としてふさわしいものは、抗告訴訟の1つである「差止めの訴え（差止訴訟）」である（行政事件訴訟法3条7項）。

出席停止の懲罰については、正式な決定となる本会議の議決が未だ行われていないことから、「処分の取消しの訴え」や「無効等確認の

訴え」を提起することはできない（行政事件訴訟法3条2項、4項）。本問は「行政庁が一定の処分又は裁決をすべきでないにかかわらずこれがされようとしている場合」に当たると言える。

したがって、本問の場合、Xは、差止めの訴え（差止訴訟）を提起すべきである。

（2）仮の差止め

また、本問では「仮の救済手段を含め」検討することが求められている。Xは差止めの訴えを提起すべきではあるが、「次の会期の議会が招集されるまで1か月程度の短い期間しかないこと」を考慮すれば、本会議において正式な決定が議決されるまでに当該訴えにおける判決が確定するとは考え難く、Xの救済として不十分であると言える。そこで、仮の救済手段を検討する必要がある。

上記のとおり、Xは差止めの訴えを提起すべきであるから、これに対応する「仮の差止め」が、仮の救済手段としてふさわしい（行政事件訴訟法37条の5第2項）。

したがって、本問の場合、Xは、仮の救済手段として、仮の差止めを申し立てるべきである。

□ 2 誰に対して手段をとるべきかについて

差止めの訴えでは、取消訴訟における被告適格等に関する規定である行政事件訴訟法11条が準用されている（行政事件訴訟法38条1項）。これによれば、被告は、当該処分をしようとしている行政庁の所属する国又は公共団体である（行政事件訴訟法38条1項、11条1項1号）。

したがって、本問の場合、Xは、差止めの訴えを提起するのにあたっては、Y市を被告としなければならない。

STEP 3 解答の作成

□ 1 本問の解答で書くべきことの整理

(1) 出席停止の懲罰を回避するための手段

差止めの訴えを提起する。

仮の救済手段として、仮の差止めを申し立てる。

(2) 誰に対して手段をとるべきか

Y市を被告として手段をとるべき。

□ 2 解答の下書き

Xは、Y市を被告として、出席停止の懲罰の差止めの訴えを提起すべきであり、併せて仮の差止めを申し立てるべきである。

(56字)

□ 3 字数の調整

(1) 重複した記述・余事記載を削除する

今回は特になし。

(2) 文章を変えずに時数を減らす

■ 「Y市を被告として、出席停止の懲罰の差止めの訴え」を「Y市を被告とする出席停止の懲罰の差止めの訴え」にする。

Xは、Y市を被告としてとする出席停止の懲罰の差止めの訴えを提起すべきであり、併せて仮の差止めを申し立てるべきである。 (55字)

■ 「……提起すべきであり、併せて……申し立てるべきである。」を
「……提起し、併せて……申し立てる。」にする。

×は、Y市を被告とする出席停止の懲罰の差止めの訴えを提起
~~すべきでありし、併せて仮の差止めを申し立てるべきである。~~
(45字)

(3) 問題文と重複している記述を削除する

今回は特になし。